

身体拘束等適正化に関する指針

社会福祉法人 青鳥会

1. 基本的な考え方

身体拘束等は、利用者・児(以下、「利用者等」という。)の活動の自由を制限するものであり、利用者等の尊厳ある生活を阻むものである。

社会福祉法人青鳥会(以下、「法人」という)は、国が定める基準に基づいて利用者等の安心・安全が確保されるよう基本的な仕組みをつくり、すべての職員が身体的・精神的弊害を理解し、拘束禁止に向けた意識をもち、本指針を遵守して、福祉の増進に努めることとする。

2. 身体拘束の定義及び緊急やむを得ない場合の例外3要件

(1)身体拘束とは、職員等から利用者等に対する次のいずれかに該当する行為をいう。

- ・徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ・点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ・脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(2)以下の3要件を全て満たす状態にある場合は、例外として必要最小限の身体拘束を行うことができる。その場合であっても、身体拘束等の判断は組織的かつ慎重に実施しなければならない。

- ① 切迫性
利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性
身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③ 一時性
身体拘束その他の行動制限が一時的であること

3. 身体拘束等適正化委員会その他施設内の組織に関する事項

利用者等の状況を適切に把握し、身体拘束を生じさせない適正な支援につながる検討を通して、身体拘束ゼロを目指すことを目的とし、次の通り「身体拘束等適正化委員会」を設置するとともに身体拘束等に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講ずる。

また、「身体拘束等適正化委員会」は、虐待防止委員会と一体的に取り組むこととする。

(1)法人身体拘束等適正化委員会

法人身体拘束等適正化委員会は、法人虐待防止委員会と一体的に設置する。

- ① 委員会の委員長は、理事長とする。
- ② 委員会の委員は、法人虐待防止委員会の委員が兼ねる。
- ③ 委員会は年2回以上開催する。また、委員長が必要と認めた時に随時開催する。
- ④ 委員会の審議事項

ア 各事業所の身体拘束等適正化の現状報告を受け、事業所身体拘束等適正化委員会での情報共有と

取り組みをモニタリングし、改善についての検討を行う。

イ 事業所における身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き並びに身体拘束をした場合の解除について検討された事業所身体拘束等適正化委員会の取り組みをモニタリングし、改善についての検討を行う。

(2)事業所身体拘束等適正化委員会

事業所身体拘束等適正化委員会は、事業所虐待防止委員会と一体的に設置する。

- ① 身体拘束等適正化責任者は、事業所長とする。
- ② 身体拘束等適正化担当者は、支援課長・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の中から事業所長が任命する。
- ③ 委員会には責任者・担当者以外に委員をおくことができる。委員の数等は事業所の規模に応じて委員長が決定する。
- ④ 委員会は3ヶ月に1回以上を原則とする。また、委員長が必要と認めた時に随時開催する。
- ⑤ 委員会の活動事項
 - ア 事業所内での身体拘束等適正化に向けての現状把握及び改善についての検討。
 - イ 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き。
 - ウ 身体拘束を実施した場合の解除の検討。
 - エ 身体拘束等適正化に関する事業所職員全体への指導を行う。

(3)身体拘束等適正化協議会

身体拘束等適正化協議会を虐待防止協議会と一体的に設置し、3ヶ月に1回以上開催する。目的等は、虐待防止協議会と同じく事業所委員会相互の相談・協議とする。

4. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

職員に対する身体拘束等適正化のための研修内容として、身体拘束等適正化に関する基礎的内容等の知識を普及、共有するとともに、この指針に基づき身体拘束等適正化の徹底を図る内容とする。この指針に基づく研修は、年2回以上実施するとともに、新規職員採用時には必ず身体拘束等適正化のための研修を行い、これらの研修の実施内容については、記録に残すものとする。

5. 事業所で発生した身体拘束の報告方法等の方策に関する基本方針

緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況や利用者の日々の態様(時間や状況ごとの動作や様子等)を記録し、事業所身体拘束等適正化委員会で拘束解除に向けた確認(3要件に照らし合わせた具体的な確認)を行う。

6. 身体拘束発生の対応に関する基本方針

- (1)緊急やむを得ず、かつ3要件を全て満たす状況の場合、複数職員で拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合の危険性について検討する。
- (2)身体拘束を選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族等に対する説明書を作成する。また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を定期的実施する。
- (3)利用者・家族に対し、身体拘束に対し、身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるに努める。
また、身体拘束の同意期限を超え、拘束期間を延長する必要がある場合については、事前に本人や家族等と実施している拘束の内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得たうえで実施する。
- (4)法律上義務付けられている身体拘束に関する記録には、利用者の様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記載する。また、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法等を逐次検証する。
記録は2年間保存し、所轄庁等の求めに応じて提示できるようにする。(別紙様式1)
- (5)身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、利用者及び家族に報告する。

7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針については、利用者をはじめ誰でも閲覧できるよう事業所に据え置くとともに、ホームページに掲載するものとする。

8. その他身体拘束等適正化の推進のために必要な基本方針

(1)緊急やむを得ない場合が事前に想定される場合については、事業所身体拘束等適正化委員会において身体拘束による利用者の心身の損害よりも身体拘束しない際の危険性が著しく高い場合で3要件をすべて満たすことを前提として、事前に本人・家族へ説明して同意を得ておくこととする。また、この説明と同意については、個別支援計画にも記載する。

9. 職員等が留意すべき事項

青鳥会の職員等は、当法人の基本理念及び倫理綱領並びに職員基本行動基準に基づいて、下記「日常の取り組み」を深く認識し、身体拘束等の適正化に努めなければならない。

身体拘束は、利用者の尊厳を著しく犯すことみならず、法人の社会的な信頼を著しく損ない、その後の事業経営に大きな影響を及ぼす問題となることを理解し、職務に従事しなければならない。

特に、各事業所の身体拘束等適正化責任者は、日常的な支援場面を把握するなど身体拘束等適正化の重要な責務を負っていることを理解しなければならない。

(日常の取り組み)

- ・利用者等の主体性を尊重し、尊厳ある生活の提供に努める。
- ・利用者等個々人に応じた丁寧な対応を他職種協働で行う。
- ・利用者等の安全を確保する観点を重視して、安易に利用者の自由(身体的・精神的)を妨げる行為は行わない。
- ・安易な判断で拘束に準ずる行為を行っていないか、常に自身の支援及びチームとしての支援を検証する。

(附則)

この指針は、令和4年4月1日より施行する。